

【令和 7 年度地理的表示海外保護・侵害対策事業】

農林水産省 北海道農政事務所

【問合せ先】

北海道農政事務所
生産経営産業部 事業支援課
知的財産・食文化グループ

ダイヤルイン：011-330-8583

問合せ先：yasaisyusi_hokkaido@maff.go.jp

海外の模倣品対策しませんか？

まずは当該国での権利取得が重要です！



海外では、我が国GI産品とは無関係の**第三者による商標出願や模倣品が多発**しています
ブランド価値を貶め、輸出機会喪失にも繋がるこうした事態を防ぐためには、何よりも、
海外で先に商標登録等を行うことが重要です。

権利を取得していれば、それに基づき、模倣品に対して警告状を送ることも可能です。

日本地理的表示協議会は、GI産品の保護強化のため、以下の取組を行うGI団体、GI申請団体等を支援いたします。

事業内容	補助率・上限	主な補助対象
1 海外へのGI申請・登録及び 商標出願・登録支援		
(1)協力関係にあるタイ・ベトナム・ インドネシアへのGI申請	定額	通訳費、国内外代理人費用、申請 費用、登録料、調査費
(2)その他のGI申請	1/2以内	
(3)海外への商標出願	1/2以内	
2 海外での侵害対策支援	定額	国内外代理人費用、調査費、 異議申立費用、警告状作成費用

公募期間 2025年10月10日(金)まで

以下のいずれかに該当する生産者団体が対象です(詳細は要領をご確認ください)

- ① GI登録済
- ② GI申請中(公示されていること)
- ③ GI申請が確実(生産者団体の総会で議決された等)
- ④ 生産者団体が法人格を有しない場合は、①から③のいずれかの団体に代わって商標出願を行うことについて当該団体と合意した構成員又は当該団体と一体となって知的財産の管理に取り組んでいる等海外へのGI申請・登録及び商標出願・登録を支援すべきと認められる者

地理的表示海外保護・侵害対策は、日本地理的表示協議会が農林水産省補助事業の一環として実施しています。

お問い合わせ先

〒114-0024 東京都北区西ヶ原3-1-12

日本地理的表示協議会(事務局:一般社団法人食品需給研究センター)

地理的表示海外保護・侵害対策公募係 担当:深澤、江端

TEL: 03-5567-1991 FAX: 03-5567-1960

お問い合わせフォームはこちらから

<https://jgic.jp/script/mailform/contact/>

JGIC

検索

